

# 奨学金貸与の継続（編入学）手続きの流れ（海外短期大学修了から海外大学の奨学金の貸与開始まで）

□ ■ … 機構の所定様式  
 … 本人／連帯保証人／保証人が取得

**【重要!】海外短期大学の奨学金の貸与期間は、海外短期大学の修了月までです。編入学した海外大学でも、**

引続き奨学金の貸与を受けるためには、

- ・ 海外短期大学を修了後 1 年以内に海外大学へ編入学すること
- ・ 海外大学へ編入学後 3 か月以内に「編入学奨学金継続の手続き」を行うこと が必要です。

## 1. 海外短期大学の奨学金貸与終了

### 短期大学の奨学金の貸与終了

#### 機構から受取

- 貸与奨学金返還確認票
- 返還のてびき（ダイジェスト版）

#### 口座手続き 【期限】 機構が指定する日

- スカラネット・パーソナルから、リレー口座加入手続き

#### 返還開始

※貸与終了月の翌月から数えて7か月目に返還が開始します。

※返還開始月までに、編入学した海外大学の奨学金の貸与が開始しない場合で、返還期限の先送りを希望する場合、返還期限猶予等の手続きが必要です。返還期限猶予等の手続きは、短期大学の奨学金の貸与終了時に案内します。

## 2. 編入学奨学金継続の手続き

### 海外の大学へ編入学後

#### 機構ホームページから書類をダウンロード

- 貸与奨学金継続願（編入学）等の所定様式

#### 機構へ書類提出 【期限】 編入学後 3 か月以内

- 申請に係る重要事項確認
- 貸与奨学金継続願（編入学）
- 確認書
- 短期大学の修了証明書
- 編入学先の在籍証明書
- 単位移行証明書
- アカデミックカレンダー
- パスポートのコピー（日本国籍の方）
- 在留カードのコピー（外国籍の方）

#### 【入学時特別増額貸与奨学金申請希望者のみ】

- 入学時特別増額貸与奨学金申請書

## 3. 編入学した海外大学の奨学金貸与開始・返還誓約書の提出

### 編入学した海外大学の奨学金貸与開始

※大学に編入学した月に遡って、奨学金が振り込まれます。

※短期大学修了から編入学するまでの期間は、奨学金の貸与はありません。

#### 機構から返還誓約書等を受取 初回振込月の下旬

- 奨学生証
- 返還誓約書
- 保証依頼書

#### 機構へ提出 【期限】 機構が指定する日（採用月の約3か月後）

- 返還誓約書
- 保証依頼書
- 印鑑登録証明書（連帯保証人及び保証人）
- 収入に関する証明書類（連帯保証人）
- 住民票（奨学生本人）

※期限までに提出のない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います。

# 奨学金貸与の継続（編入学）に係る手続きについて

## 1. 提出期限

### 書類提出期限は、海外大学編入学後3か月以内

海外短期大学を卒業（修了）後、海外大学で引き続き奨学金を貸与するためには、海外短期大学を卒業（修了）後1年以内に海外大学へ編入学し、編入学後3か月以内に「貸与奨学金継続願（編入学）」及び添付書類を提出することが必要です。

※海外短期大学卒業後1年を超えて編入学した場合や、編入学後3か月以内に必要書類が提出されなかった場合は、編入学後の奨学金の継続貸与はできませんので、注意してください。

※「貸与奨学金継続願（編入学）」によって貸与が継続できる期間は、大学が定める学位取得までの**最短修業年限**に限ります。

## 2. 提出書類一覧

### 【全員提出（1～9）】

	提出物	備考
1	【様式A】奨学金貸与の継続（編入学）申請に係る重要事項確認	機構様式
2	【様式B】貸与奨学金継続願（編入学）	機構様式、本人欄自署
3	【様式C】確認書	機構様式、本人欄自署
4	海外短期大学の最終在籍年月が確認できる「卒業・修了証明書」又は「成績証明書」（日本語訳添付）	海外短期大学発行
5	編入学した大学の「在籍証明書」（日本語訳添付）	編入学した大学発行
6	単位移行が確認できる「履修・成績証明書」（日本語訳添付）	編入学した大学発行
7	アカデミックカレンダー	海外短期大学発行 編入学した大学発行
8	【日本国籍の方】パスポートのコピー （所持していない人は、戸籍抄本と身元確認書類）	
9	【外国籍の方】在留カードのコピー・在留資格に関する証明書類	機構様式【様式F】

### 【表中4～7 大学発行書類の詳細】

4. 海外短期大学の最終在籍年月が確認できる「卒業・修了証明書」又は「成績証明書」（日本語訳添付）（コピー可）

（注）海外短期大学のマイページ等から取得した「成績証明書」も可とします。

## 5. 編入学した大学の「在籍証明書」

(発行年月日が異動年月から3か月以内のもの、日本語訳添付) (コピー可)

(注1) 編入学日以降に発行されたもので、以下の事項について記載されていること。

- a. 発行日(編入学後の学期開始日以降)
- b. 本人氏名
- c. 学校名、学部・学科・専攻(コース)名
- d. 取得する学位(学士号: Bachelor's Degree)  
※Undergraduateではなく、Bachelor's Degreeの記載が必要
- e. 海外大学の正規課程への編入学年月日
- f. 卒業予定年月

(注2) 在籍証明書に「f. 卒業予定年月」が記載されない場合は、以下のア・イに対応してください。

ア. 留学アドバイザーや指導教員など学校担当者に相談し、卒業予定期を決める。

※卒業予定年月は、卒業式(学位授与式)の行われる年月ではなく、**最終授業/最終試験が行われる年月**としてください。

イ. 『【様式B】貸与奨学金継続願(編入学)』の「卒業(予定)年月」欄の「学校担当者と相談のうえ、卒業予定期を決定」にを入れる。

(注3) 在籍証明書は大学のマイページ等からの取得は不可です。学校のレターヘッドのある公式な証明書の提出が必要です。

### 在籍証明書の見本

<b>JASSO University</b>		学校名
Certificate of Enrollment		
Date of Issue:	Sep 09, 2026	発行日 ※入学日以降
Name:	Manabu Shogaku	氏名(フルネーム)
Admission Term:	Fall 2026	
Start Date:	Sep 02, 2026	入学年月日
Expected End Date:	July 08, 2030	卒業予定年月
取得予定学位	Degree:	Bachelor of Science
研究科・専攻名	Major:	Business
This is to certify that above student is enrolled as a full-time international student at JASSO University for the Fall 2026 semester.		

## 6. 編入学した大学発行の単位移行が確認できる「履修・成績証明書」

(発行年月日が異動年月から3か月以内のもの、日本語訳添付) (コピー可)

(注1) 編入学した大学名、本人氏名が記載されていること。

(注2) 海外短期大学名、移行された単位数、移行された科目名等が記載されていること。

(注3) 前記5. 編入学した大学の「在籍証明書」に「〇〇短期大学からの編入学生」である旨が記載されている場合は、単位移行の証明書類の提出は省略できます。

### 単位移行証明書の見本

JASSO University Transcript			
<b>Name:</b>	Manabu Shogaku	氏名(フルネーム)	
<b>Institution Info:</b>	JASSO University	編入学した大学名	
Transfer Credit from ABC College			
Course	Attempted	Earned	Grade
Business	3.000	3.000	TR
Marketing	3.000	3.000	TR
Economy	3.000	3.000	TR
海外短期大学名			
海外短期大学からの単位移行			
Beginning of Undergraduate Record			
20×× Fall			
Course	Attempted	Earned	Grade
Business	3.000		
Finance	4.000		
Accounting	3.000		
編入学した大学の履修内容			

## 7. アカデミックカレンダー (日本語訳添付) (コピー可)

(注) 海外短期大学と編入学した大学における授業開始月及び最終試験/授業終了月が分かる「アカデミックカレンダー」を提出してください。

海外短期大学の最終試験/授業月、編入学した大学の授業開始月と最終試験/授業月にマーカーを引き、日本語訳を付してください。

## アカデミックカレンダーの見本

<b>JASSO UNIVERSITY</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">学校名</span> <b>ACADEMIC CALENDAR, 2026-27</b>	
<b>Summer Sessions 2026</b> 12 week session 1st 6 week session 2nd 6 week session	<b>May 24-August 13</b> May 24-August 13 May 24-July 2 July 6-August 13
<b>Fall Semester 2026</b> First Day of Fall Semester First Day of Classes Fall Break (no classes) Thanksgiving Holiday Last Day of Classes Final Examinations Last Day of Fall Semester	<b>August 23-December 23</b> August 17 August 23 November 22-November 24 November 25-November 26 December 10 December 13-December 18 December 23
<b>Spring Semester 2027</b> First Day of Spring Semester/First Day of Classes Spring Recess (no classes) Last Day of Classes Final Examinations Commencement Last Day of Spring Semester	<b>January 20-May 20</b> January 20 March 28-April 1 May 6 May 9 -May 14 May 16-May 20 May 20
<b>Summer Sessions 2027</b> 12 week session 1st 6 week session 2nd 6 week session	<b>May 23-August 12</b> May 23-August 12 May 23-July 1 July 5-August 12

入学した学期の授業開始の箇所にマーカーを引き、日本語訳を付記してください。

卒業予定の学期の最終授業/最終試験の箇所にマーカーを引き、日本語訳を付記してください。

### 【表中 8～9 身分証明書の詳細】

#### 8. 【日本国籍の方】パスポートのコピー（所持していない場合は、戸籍抄本及び身元確認書類）

- (注1) 申込者本人のパスポートの「顔写真・氏名が記載されているページ」のコピーを提出してください。
- (注2) 申込者本人がパスポートを所持していない場合は、以下書類①及び②を提出してください。
- ①申込者本人の戸籍抄本（原本1通）
  - ②申込者本人の身元確認書類（以下のうちいずれか1点のコピー）  
 マイナンバーカード表面、写真付きの学生証（氏名と生年月日の記載があるもの）、  
 運転免許証、障害者手帳、療養手帳

## 9. 【外国籍の方】在留カードのコピー・在留資格に関する証明書類

(注1) 外国籍の方は次の a. ～ d. のいずれかに該当する人のみ申込みができます。詳細は「2026年度第二種奨学金（海外）在学者用貸与奨学金案内」の5ページを参照してください。

- a. 法定特別永住者
- b. 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」であること
- c. 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人
- d. 在留資格が「家族滞在」であって、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある人

(注2) 在留カード（両面のコピー）を提出してください。

(注3) 在留資格が「定住者」「家族滞在」の方は、「【様式F】「在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書」も提出してください。

(注4) 在留資格が「家族滞在」の方は、「出入国記録の写し」（原本）も提出してください。

### 【該当者のみ提出 10～11】

	提出物	備考
10	【様式D】奨学金振込口座届	機構様式、海外短期大学時の奨学金振込口座から変更を希望する場合のみ提出
11	【様式E】入学時特別増額貸与奨学金申請書	入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合のみ提出

## 3. 提出方法

インターネット提出又は郵送

※海外から直接提出する場合はEMS、国内連絡者を通して提出する場合は簡易書留など必ず配達記録の残る方法で提出してください。

### 【提出先】

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7

Tel : 03 - 6743 - 6040（平日8時30分～18時15分）

Fax : 03 - 6743 - 6671

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

### 【インターネット提出用フォーム】

ホーム > 奨学金 > 在学中の手続き > 海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の手続き > 第二種奨学金（海外）在学中の手続き

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai\\_2shu.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_2shu.html)

# 【様式A】奨学金貸与の継続（編入学）申請に係る重要事項確認

奨学金の申込みにあたって、以下の貸与奨学金における確認事項を全て確認し、理解している場合は「はい」に☑を記入してください。

全ての事項(4項目)を確認した後、「B. 貸与奨学金継続願(編入学)」を記入してください。全ての項目にチェックが入っていない場合、奨学金の申請を受け付けることができません。

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申込者氏名 \_\_\_\_\_

貸与奨学金における確認事項	はい (理解している)
① 在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。	<input type="checkbox"/>
② 奨学金貸与中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が遅れたり、止まったりする可能性があります。	<input type="checkbox"/>
③ 貸与奨学金はあなた本人に返還の義務があり、締め切り日までに返還誓約書を提出しなければなりません。提出しない場合、採用が取り消されます。 また、借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 貸与月額、学資として月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。	<input type="checkbox"/>
④ 奨学金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。延滞が長くなると法的措置等が行われることがあります。 また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する「減額返還制度」や、傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、返還期限を先送りにする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。	<input type="checkbox"/>

【様式B】貸与奨学金継続願（編入学）

（海外短期大学から海外大学への編入学）

「記入例」等を参照し、学生本人が必要事項を正しく記入してください。

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿				記入日（西暦）		年	月	日				
私は海外の短期大学より海外大学へ編入学しましたので、引き続き第二種奨学金（海外）貸与の継続をお願いします。 なお、奨学金貸与の継続を願ひ出るにあたり、私（私が未成年（18歳未満）の場合は、私と親権者または後見人）は、「確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書」・「貸与奨学金案内」に記載されている「個人情報同意条項」、「保証委託約款」を確認し承諾したうえで、「確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書」を本継続願とともに提出いたします。												
本人	氏名	フリガナ	奨学生番号	8 - 02 -								
	(自署)	〒	生年月日	(西暦)	年	月	日					
			性別(任意)	男 - 女								
	住所	(日本国内住民票住所)	電話番号	( )								
				外国籍の方は	在留資格							
卒業(修了)校												
学校名		学部・学科名		最終在籍年月		年	月					
編入学先大学												
学校名		学部・学科名		国・地域名		学年						
編入学年月	年	月	卒業(予定)年月	年	月	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業(予定)年月について該当する場合 <input type="checkbox"/> 学校担当者と相談のうえ、卒業予定期を決定						
奨学金申込情報												
※該当するものを○で囲んでください。全ての項目について選択漏れのないようにしてください。												
希望貸与月額	2万円		3万円		4万円		5万円		6万円		7万円	
	8万円		9万円		10万円		11万円		12万円			
利率の算定方法	1. 利率固定方式		2. 利率見直し方式									
奨学金振込口座	1. 変更しない		2. 変更する(変更する場合は「奨学金振込口座届」を添付のこと)									
「貸与奨学金継続願(編入学)」を提出するにあたり、機関保証制度に加え、人的保証制度を利用することを確認し、下記のとおり連帯保証人及び保証人を選任します。 また、貸与を受けるときには、連帯保証人及び保証人の必要な証明書類を添付し「返還誓約書」を提出することを確認しました。												
連帯保証人	氏名	フリガナ	続柄	生年月日								
	住所	〒		電話番号(自宅)	( ) □なし							
				携帯電話番号	( ) □なし							
勤務先名			□ 無職	勤務先電話番号	( )							
保証人	氏名	フリガナ	続柄	生年月日								
	住所	〒		電話番号(自宅)	( ) □なし							
				携帯電話番号	( ) □なし							
勤務先名			□ 無職	勤務先電話番号	( )							

【2枚目の記入について】

届出日において、本人が未成年者（18歳未満）の場合には、2枚目の親権者欄の記入が必要です。

2枚目に続く

## B. 貸与奨学金継続願（編入学）

2 枚目

### 親権者記入欄

届出日（1枚目の上段）において、本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が本人の奨学金申込に同意のうえ、それぞれの欄に自署してください。

上記の者が、これから受けようとする奨学金について本申請を行なうことに同意します。

親権者又は未成年後見人	氏名	フリガナ _____	電話番号（自宅）	（    ）	
		（自署）	電話番号（携帯）	（    ）	
	住所	〒 _____			
	氏名	フリガナ _____	電話番号（自宅）	（    ）	
		（自署）	電話番号（携帯）	（    ）	
住所	〒 _____				

※編入学後、3か月以内に提出してください。(編入学の日から3か月を過ぎると受付できません。)

## 【様式B】貸与奨学金継続願 (編入学)

(海外短期大学から海外大学への編入学)

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿		記入日(西暦) 2026 年 9 月 5 日	
私は海外の短期大学より海外大学へ編入学しましたので、引き続き第二種奨学金(海外)貸与の継続をお願いします。 なお、奨学金貸与の継続を願うにあたり、私(私が未成年(18歳未満)の場合は、私と親権者または後見人)は、「確認書兼個人情報 の取扱いに関する同意書」・「貸与奨学金案内」に記載されている「個人情報同意条項」、「保証委託約款」を確認し承諾したうえで、「確認書兼 個人情報取扱いに関する同意書」を本継続願とともに提出いたします。			
本人	氏名	フリガナ ショウガク タロウ <b>奨学 太郎</b>	奨学生番号 8xx - 02 - 00001
	生年月日	(西暦) 2005 年 10 月 1 日	性別(任意) <b>男</b> - 女
	住所	(日本国内住民票住所) 〒 162 - 0845 <b>東京都新宿区市谷本村町10-7</b>	電話番号 03 ( 0000 ) 0000
	外国籍の方は在留資格		
卒業(修了)校			
学校名	ABC Community College	学部・学科名	General Biology
最終在籍年月		2025 年 5 月	
編入学先大学			
学校名	University of DEF	学部・学科名	Biology
国・地域名	アメリカ	学年	<b>3</b>
編入学年月	2026 年 8 月	卒業(予定)年月	<b>2028 年 5 月</b>
※卒業(予定)年月について該当する場合 <input checked="" type="checkbox"/> 学校担当者と相談のうえ、卒業予定期を決定			
奨学金申込情報			
※該当するものを○で囲んでください。全ての項目について選択漏れのないようにしてください。			
希望貸与月額	2万円	3万円	4万円
	5万円	6万円	7万円
	8万円	9万円	10万円
	11万円	<b>12万円</b>	
利率の算定方法	<b>1</b> 利率固定方式	2. 利率見直し方式	
奨学金振込口座	<b>1</b> 変更しない	2. 変更する(変更する場合は「奨学金振込口座届」を添付すること)	
「第二種奨学金(海外)貸与奨学金継続願(編入学)」を提出するにあたり、機関保証制度に加え、人的保証制度を利用することを確認し、下記のとおり連帯保証人及び保証人を選任します。 また、貸与を受けるときには、連帯保証人及び保証人の必要な証明書類を添付し「返還誓約書」を提出することを確認しました。			
連帯保証人	氏名	フリガナ ショウガク イチロウ <b>奨学 一郎</b>	続柄 父
	住所	〒 162 - 8431 <b>東京都新宿区市谷本10-7</b>	生年月日 (西暦) 1969 年 8 月 5 日
	勤務先名	(株) 奨学機構	電話番号(自宅) 03 ( 0000 ) 0000 □なし
		携帯電話番号 090 ( 0000 ) 9999 □なし	勤務先電話番号 03 ( 0000 ) 1111
保証人	氏名	フリガナ キコウ アキコ <b>機構 明子</b>	続柄 おば
	住所	〒 530 - 0001 <b>大阪府大阪市北区梅田1丁目00</b>	生年月日 (西暦) 1972 年 4 月 6 日
	勤務先名	(有) 機構商店	電話番号(自宅) 06 ( 0000 ) 0000 □なし
		携帯電話番号 090 ( 9999 ) 9999 □なし	勤務先電話番号 06 ( 0000 ) 9999

海外転出の手続きの場合、国内最終住所(市区町村役場)で発行される「除票」と同一の国内住所を記入。

貸与期間は、大学が定める学位取得までの最短期間内に限ります。

記入された内容が返還誓約書に印字されるため、それぞれ了承を得た上で、正確に記入してください。

原則として父又は母

原則として父母を除く4親等以内の成人親族のうち、あなたや連帯保証人と別生計の人(学生は不可)。

## 【様式C】確認書

## 第二種奨学金（海外）確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

(入学時特別増額貸与奨学金を含む) 記入日(西暦) 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、大学へ編入学したことにより独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の継続貸与を願い出るにあたり、奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに「確認書」2枚目の記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書を提出します。機構から個人番号の提出を求められた場合は、個人番号を提出し、「確認書」2枚目記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、私が保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととさせていただきます。

## ◆本人記入欄◆

本人	在学学校名		学部・研究科		学科・専攻	
	日本語表記					
	英語表記					
	国・地域名		〒		-	
	フリガナ	氏名		住民票 (除票) 住所	電話番号 (自宅・携帯)	
	漢字	(自署)			( )	
生年月日	(西暦)	年	月	日		
性別(任意)	男・女					

## ◆親権者又は未成年後見人記入欄◆ 本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者が上記本人の奨学金申込(保証機関に対する保証委託を含む)に同意のうえ、それぞれの欄に自署してください。

親権者又は未成年後見人	氏名	(自署)	電話番号(自宅)	( )
		(〒 - )	(携帯)	( )
	住所			
	氏名	(自署)	電話番号(自宅)	( )
	(〒 - )	(携帯)	( )	
住所				

## ◆国内連絡者欄◆

国内連絡者は、原則として、連帯保証人となる予定の人(父又は母)を記入してください。

国内に在住し、機構と奨学生との奨学金貸与契約に基づき外国の学校に在学中の諸手続きを奨学生に確実に連絡できる者としてします。

国内連絡者	フリガナ	氏名		住所	電話番号		自宅	( )	
	漢字	(自署)			携帯	( )			
	生年月日	(西暦)	年	月	日	本人との関係 (該当に○)	1 父	2 母	3 兄弟 姉妹

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【重要!】確認書は、提出する前に必ず両面コピーを取り、「本人控」として返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

1. 奨学金の貸与に係る事項

【保証】

- (1) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるとともに、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法によります。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (2) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、「返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下「返還誓約書」といふ）に奨学生と連絡が可能な国内に在住する者（国内連絡者）を定めなければなりません。
(3) 奨学生は機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）を提出しなければなりません。
② 返還誓約書には、奨学生本人の「住民票の写し」（コピー不可、個人番号が記載されていないこと）、連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書、保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
③ 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に選って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに払込まれた奨学金がある場合は、その全額を機構に返納するものとします。
(4) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (5) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあつては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、同一の学校の区分における一箇と契約の限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。

- ア 大学
イ 短期大学
ウ 大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当を含む）及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程
エ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当を含む）
オ 高等専門学校
カ 専修学校の専門課程

【申込資格】

- (6) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者が、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者として、
ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次に掲げる要件の全に該当する者
(ア) 12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者
(イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
(ウ) 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者
ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が認めたもの

【振込】

- (7) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農業協同組合、漁業協同組合及びその他一部銀行には取り扱っていません）。
(8) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年を始期として基本月額額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (9) 基本月額、増額月額は、機構の定める手続きにより変更することが可能です。
【利率の算定方法】
(10) 基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうち第二種奨学金（海外）の貸与を受けようとする者が「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
① 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下「財投」といふ）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債（以下「債券」といふ）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
② 「利率見直し方式」は貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね3年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。

- (11) 入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金の利率を加重平均して決定します。基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金の利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
(12) 利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届出ることができません。ただし、入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与の手続等】

- (13) 奨学生は毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
(14) 奨学生は次の場合、速やかに機構に届出をしなければなりません。
ア 休学、復学、転学、編入学又は退学したとき。
イ 連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するとき。
ウ 本人、連帯保証人、保証人又は国内連絡者の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
エ 奨学金を辞退するとき。
(15) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに機構に届出をしなければなりません。
(16) 機構は次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。

- イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
ウ 学業成績不振又は品行が不良となったとき。
エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
オ 停学、その他の処分を受けたとき。
カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
キ 在学学校申込時に「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。

- (17) 奨学金はいつでも奨学生の辞退を申し出ることができません。
(18) 奨学金の交付を停止又は停止された場合、その事由がなくなり願ひ出たときは奨学金の交付を復活することがあります。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。元利均等計算により算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落としする方法で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合及びその他の一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までに「スカラネット・パーソナル」又は口座振替（リレー口座）加入申込書より手続きを行ってください。なお、「スカラネット・パーソナル」で手続きの場合は控の提出は不要です。延滞すると、延滞している割賦金（利子を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日あたり）3%の割合を乗じて計算した遅延金と通算して課されます。

- ① 督促されてもなお延滞している、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。返還に応じない場合は、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が個人へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の遅延損害金が課されます。督促されてもなお延滞していると本人に対し法的な手続を行うこともあります。
(2) 返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方法を選択することになり、選択しなかった場合は月賦返還を選択したものとみなします。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
(3) 返還金は、20年（月賦返還で240回）以内で返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で元利均等計算により算出された金額です。

- (4) 割賦金（元本・利子）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
(5) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。
(6) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的な手続を行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。

- (7) 本人が借務（貸与を受けた総額、利子、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けても、なお延滞を解消しない場合は債務者全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払い能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。
(8) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない場合機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
(9) 返還に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄付金として振替えます。
(10) 本人、連帯保証人及び保証人が返還期日を過ぎても返還を行わない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。
(11) 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (12) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
(13) 本人、連帯保証人、保証人及び国内連絡者について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届出たのあった氏名・住所に発送した通知を受けても、なお延滞を解消しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
(14) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひ出により減額返還（1回当たりの割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1）に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは在学の場合もしくは海外留学等の場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することもあります。
(15) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
(16) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
(17) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限って、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

- (19) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方統計情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

【個人信用情報の取扱いに関する同意書事項】 機構における個人信用情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報の利用：登録等）

私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の自報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

Table with 2 columns: 個人情報 (Personal Information) and 登録期間 (Registration Period). Rows include: 氏名、生年月日、性別、住所 (郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報; 貸与金額・貸与日、最終返済日等の本契約内容及びその返済状況 (延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む) の情報; 機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等; 官報の情報; 登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報; 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報.

- 2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正利用の確保のために必要な範囲において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。
① 機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/
② 同機関と提携する個人信用情報機関
（株）日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ （株）シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/
（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方をきめ奨学金に関するご質問にはお答えできません。

## 【様式D】奨学金振込口座届

※海外短期大学時の奨学金振込口座から 変更する場合のみ 提出してください。

氏名 (漢字)	
------------	--

い  
ず  
れ  
か  
片  
方  
を  
選  
ん  
で  
ご  
記  
入  
く  
だ  
さ  
い

ゆうちょ銀行以外の金融機関への変更の方記入欄 (普通預金口座に限る)						
金融機関名 (カタカナ)			該当の金融機関に○	店名 (カタカナ)		該当の数字に○
			銀行 労働金庫 信用金庫 信用組合			1 支店 2 出張所
金融機関番号	店番号	預金種目	口座番号(右づめで記入してください)		口座名義人 (奨学生本人名義に限る)	
		1 普通 (総合)			フリガナ 氏 名	
					氏名	

  

ゆうちょ銀行への変更の方記入欄 (通常貯金口座に限る)				
記号	番号 (右づめで記入してください)		口座名義人 (奨学生本人名義に限る)	
1	0		1	フリガナ 氏 名
				氏名

※ゆうちょ銀行の「記号」「番号」は、通帳の見開きの最初のページ(表紙裏面)に記載されています。  
 ※ゆうちょ銀行の「番号」は右詰めで記入し、8桁に満たない場合は、頭に「0」をつけてください。

### 注意

- ◎取扱いが可能な金融機関は、日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く)に限られています。  
 外国銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行、セブン銀行、イオン銀行等)、農協、信託銀行、その他一部の銀行(SBI新生銀行、あおぞら銀行等)は利用できませんのでご注意ください。また、普通預金口座又は通常貯金口座のみ使用可能で、貯蓄預金口座は使用できません。
- ◎「三菱 UFJ 銀行」以外の英字名称の金融機関は英字部分をカタカナで記入してください。
- ◎濁点、半濁点は1字とします。
- ◎本店に口座を設けた場合は「ホンテン」と記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

## 【様式E】入学時特別増額貸与奨学金申請書

申込者氏名 (自署)	
---------------	--

入学時特別増額貸与奨学金を希望する人のみ本申請書を提出してください。

該当する項目の□に✓をつけ、必要事項を記入してください。

## (1) 希望する額を選択してください。

10万円       20万円       30万円       40万円       50万円

※利率の算定方法は、【様式B】「貸与奨学金継続願（編入学）」で選択した方法が適用されます。

## (2) 次の①～②いずれかを選択してください。

- ① あなたの保護者等（※）は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込みしたが、審査の結果、融資を受けられなかった。

※生計維持者（原則父母）となります。以下、同じ。

あなたの保護者等が日本政策金融公庫から受領した「融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文」の日付を記入してください。

西暦（4桁）	年	月	日
--------	---	---	---

- ② 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込みしようとしたが、申込要件に該当せず、申込みできなかった。※窓口・電話・web等で断られたケースを指します。

あなたの保護者等が「国の教育ローン」を申込みできないこと（※）を日本政策金融公庫へ確認した日付を記入してください。

※「国の教育ローン」で定める世帯の年間収入（所得）上限額を超えている、借入限度額を超えている等のため、融資の申込みができなかったケースを指します。

西暦（4桁）	年	月	日
--------	---	---	---

## (3) 上記の記入内容は、あなたの保護者等に確認しましたか。

確認しました

## (4) 万が一虚偽申請であることが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消し、入学時特別増額貸与奨学金の全額を返金しなければならないことを承知していますか（※）。

承知しています

※「融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文」を受け取った方は、採用決定後一定期間大切に保管しておいてください。後日提出いただき、申請内容に虚偽が無いことの確認を行う場合があります。

【様式F】在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書

○太枠内の項目を記入してください。

申込者氏名 (自署)			
在留資格	<input type="checkbox"/> 定住者 <input type="checkbox"/> 家族滞在	在留期限	(西暦) 20 年 月 日

○準備した提出書類に✓をしてください。

在留カード(コピー)・住民票の写し(原本)のいずれか

出入国記録の写し(原本)【家族滞在のみ】

○以下の質問に回答してください。該当する□には✓を、\_\_\_\_\_には内容を記載してください。

【定住者】

日本に永住する意思がありますか。 はい いいえ

【家族滞在】

大学等を卒業後も日本に定着して就労する意思はありますか。 はい いいえ

日本国へ初めて入国した日 \_\_\_\_\_(西暦) 20 年 月 日

日本国の小学校を卒業しましたか。 はい いいえ  
 卒業した小学校名 \_\_\_\_\_ 小学校  
 卒業した小学校の所在地(都道府県) \_\_\_\_\_

日本国の中学校を卒業しましたか。 はい いいえ  
 卒業した中学校名 \_\_\_\_\_ 中学校  
 卒業した中学校の所在地(都道府県) \_\_\_\_\_

日本国の高等学校を卒業しましたか。 はい いいえ  
 卒業した高等学校名 \_\_\_\_\_ 高等学校  
 卒業した高等学校の所在地(都道府県) \_\_\_\_\_

「高等学校卒業程度認定試験合格者」ですか はい いいえ  
 あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。  
 \_\_\_\_\_(西暦) 20 年 月 日